

勝浦市婚活支縁員募集要項

結婚を希望する方々が円滑に結婚できるように、未婚者に対して男女の出会いをボランティアでお手伝いしていただく、勝浦市婚活支縁員を募集します。

1 募集対象

次の要件をすべて満たす方。

- (1) 市内に住所又は勤務地を有し、20歳以上であること。
- (2) ボランティアとして活動ができること。
- (3) 業として結婚相談または結婚紹介を行わない者。
- (4) 勝浦市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等に該当していないこと。

2 活動内容

次の活動を自主的に行っていただきます。

- (1) 未婚者男女の出会いの機会の仲介。
- (2) 未婚者男女への出会いに関するイベントの情報提供及び参加の働きかけ。
- (3) 未婚者男女の交際から結婚に至るまでの支援活動。
- (4) その他、結婚を望む人を支援する活動。

3 応募方法

「勝浦市婚活支縁員」登録申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）に必要事項を記入の上、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等の写し）を添えて、勝浦市芸術文化交流センターまで提出してください。

4 留意事項

- (1) 支縁員の登録期間は、登録した日から1年を経過する年度の末日までとします。ただし、再任（更新）も可能です。
- (2) 支縁員として登録された場合、同意をいただいた上で氏名とお住まいの地域を市ホームページ等で公開させていただきます。
- (3) 活動はボランティアとして行っていただきます。営利を目的とした

活動は禁止します。

- (4) 勝浦市婚活支縁員活動報告書（第4号様式）により、市に対して月に1回の活動報告をしていただきます。
- (5) 相談者及びその関係者等とのトラブルについて、市は責任を負いません。
- (6) 活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律、勝浦市個人情報保護条例（平成16年3月22日条例第4号）を遵守してください。
- (7) 活動上知り得た個人の秘密を他に漏らさないでください。また、支縁員の職を退いた後も同様とします。

5 登録の取り消しについて

次のいずれかに該当するときは、登録の取り消しを行います。

- (1) 登録の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により登録された者と認められるとき。
- (3) 地位又は活動上知り得た情報を漏らしたとき。また、その情報を利用し結婚支縁以外の活動を行ったと認められるとき。
- (4) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (5) 本人から登録取り消しの申し出があったとき。
- (6) 上記のほか、市長が支縁員として不適当と認められるとき。

附 則

この要項は、平成29年3月1日から施行する。